

広報家畜衛生

令和4年6月22日発行
徳島県家畜防疫衛生センター
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所
〒774-0013 阿南市日開野町谷田483-3
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

死亡羽数徴求報告が週1回から月1回へ 変更されます

国内での高病原性鳥インフルエンザ発生状況（※）を受け、
7月から、死亡鶏報告の提出期限を
週1回から月1回に変更します。

（※）今シーズンの最終発生は以下のとおり

令和4年5月14日 北海道網走市（採卵鶏）

令和4年5月14日 北海道北見市（オジロワシ）

報告事項：毎月1日から月末までの
死亡羽数

提出期限：翌月の5日まで

◎6月27日から30日までの死亡羽数は、8月5日までに御報告ください。

郵送、FAXまたはメールにより、管轄の家畜保健衛生所まで
報告してください。

徳島県家畜防疫衛生センター

○徳島家畜保健衛生所

TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938

○阿南支所

TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

Mail : tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.jp

来シーズンに向けて、防鳥ネットの破損修繕など、飼養衛生管理の再徹底をお願いします。
また、以下の事項については確実に実施して下さい。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

異常家きんの早期発見、早期通報に留意してください。

鶏の日常の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増（通常の死亡率の2倍以上）や、飼養鶏に異常が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

<連絡先>

○徳島家畜保健衛生所 088-631-8950

○阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。